

神奈川県賃貸住宅供給促進計画の概要について

1 根拠

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条第1項の規定により、都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画を作成することができる。

2 計画に記載する事項（第5条第2項）

（1）県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

（2）次に掲げる事項であって、前号の目標を達成するために必要なもの

イ 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

ロ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

ハ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

（3）計画期間

3 現行計画の内容

（1）供給の目標

○公営住宅の供給の目標

神奈川県住生活基本計画との整合を図り、2016（平成28）年度から2025（令和7）年度までの公営住宅の供給目標量（新規建設、建替え、空き家募集の戸数の合計）を50,000戸とする。

○登録住宅の供給の目標

2025（令和7）年度までに2,800戸の登録を目指す。

※2020（令和2）年度8月末現在で1,811戸登録

○住宅確保要配慮者に対する入居拒否感の低減

（2）住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進

○公営住宅の供給の促進に関する事項

- ・ストックの計画的かつ効率的な整備及び管理等の推進
- ・入居者募集の充実の推進
- ・居住支援の推進

○公営住宅以外の公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

住宅供給公社や都市再生機構などが管理する賃貸住宅等の活用による住宅セーフティネット機能の向上。

（3）住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

○居住支援に関する事項

- ・居住支援法人の指定の推進
- ・市町村居住支援協議会の設立の促進
- ・居住支援の促進

○登録住宅・登録事業者に関する事項

- ・登録の促進
- ・登録事業者に対する指導監督

○住宅扶助の代理納付に関する事項
制度の周知を図る。

○登録基準に関する事項

- ・登録住宅（共同居住型賃貸住宅以外）の規模に関する基準について
国基準のとおり
- ・共同居住型賃貸住宅（いわゆるシェアハウス）の登録住宅の規模に関する基準について
国基準のとおり

（4）住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化

○賃貸住宅や登録住宅の管理の適正化のために講ずる施策に関する事項

- ・民間賃貸住宅の質の向上

○賃貸人の啓発のために講ずる施策に関する事項

リーフレットの作成や講習会の実施等を通じた啓発

（5）計画期間

神奈川県住生活基本計画との整合を図り、2019（平成31）年度から2025（令和7）年度とする。

※神奈川県住生活基本計画の見直しなどを踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行う。

4 住宅確保要配慮者の範囲

（1）住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者

- ・低額所得者
- ・被災者（発災後3年以内）
- ・高齢者
- ・身体障害者
- ・知的障害者、精神障害者、その他の障害者
- ・子ども（高校生相当以下）を養育している者

（2）国土交通省令で定める住宅確保要配慮者

- ・外国人
- ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者等
- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者
- ・北朝鮮拉致被害者等
- ・犯罪被害者等
- ・生活困窮者
- ・更生保護対象者等
- ・東日本大震災による被災者
- ・賃貸住宅供給促進計画で定める者

（3）賃貸住宅供給促進計画で定める者

- ・海外からの引揚者
- ・新婚世帯
- ・原子爆弾被爆者
- ・戦傷病者
- ・児童養護施設退所者
- ・LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）
- ・UIJターンによる転入者
- ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者